

3. 基本的方向Ⅲに関する施策



Ⅲ 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち

(1) 施策の主なターゲット

民生家庭部門CO ₂	民生業務部門CO ₂	産業系CO ₂
運輸部門CO ₂	廃棄物部門CO ₂	気候変動適応策

(2) 本項の分野で目指すべき2030年度の具体的な姿とCO₂削減量

本項では、民生家庭部門、民生業務部門及び産業系CO₂に向けた施策を主なターゲットとしており、基本的方向Ⅰ、Ⅱ、Ⅴにおける施策と併せて取組を進めていき、第3章で示す2030年度の目指すべき姿と第4章で示す2030年度のCO₂削減目標の実現に挑戦します。

表 本項の分野で求める2030年度のCO₂削減目標・目安（部分再掲）

部門	2013年度実績	2030年度目安
市域再エネ導入量	(2020年実績) 20万kW	(目標) 33万kW
民生家庭部門	214万t-CO ₂	116万t-CO ₂
民生業務部門	168万t-CO ₂	95万t-CO ₂
産業系	1,787万t-CO ₂	(目標) 835万t-CO ₂

(3) 現状と課題

2050年の市域の再生可能エネルギーポテンシャルは、太陽光発電に着目すると、現状の8～11倍程度のポテンシャルを有しますが、ポテンシャルの全体量としては現在の電力消費量の約9%程度であり、市域全体の電力を全て市域内の再生可能エネルギーで賄うことは困難です。

近年の再生可能エネルギー設備導入の増加率では、2050年のポテンシャルに到達することはできず、これまで以上に、再生可能エネルギーの導入促進を進めていく必要があります。

また、太陽光などの再生可能エネルギーを安定的に利用するには、エネルギーマネジメントや余剰電力の蓄電など、エネルギーを効率的に運用する仕組みが必要です。今後は、非常災害や異常気象など、気候変動への影響に備えていく必要があります。再生可能エネルギーの地産地消は、レジリエンス向上にも資するものとなります。

なお、太陽光発電設備に着目すると、新築戸建て住宅のZEH注文は急増中であり、令和元（2019）年度のハウスメーカー注文におけるZEH注文率48%を達成していますが、一般工務店の注文率が9%と低い状況です。また、既存建築物に対しては、PPA事業（太陽光発電システムの設置スペースを無償提供し、発電電力を需要家が購入するビジネスモデル）などの新たな事業が、工場・事業所などを中心に急速に普及が進んでいる状況です。

（４）市民・事業者求められる行動

- ・住宅やオフィスを新築・リフォームする場合は、ZEH/ZEBなど、ゼロエネルギー建築物を選択。

（具体的な姿の例）

項目	範囲	現状（2019年）	2030年イメージ	2050年イメージ
ZEH普及率	全国	新築住宅の20.6% （2019年度）	新築住宅の 平均でZEH	新築・既存住宅の 平均でZEH （今世紀後半の早期）
ZEB普及率	全国	ZEB件数：29件、 ZEB Oriented までを含めて323件 （2020年1月末）	新築建築物の 平均でZEB	新築・既存建築物の 平均でZEB （今世紀後半の早期）

※ 平均でZEH・ZEBとは、全建築物・住宅に係るトータルのエネルギー消費量の収支でゼロを指す

- ・既存の住宅やオフィスについては、屋根貸しやPPA（Power Purchase Agreement）など導入経費の負担を抑えた仕組みなども活用し、太陽光発電を積極的に導入。
- ・太陽光などの再生可能エネルギーの設置が難しい住宅、オフィス・店舗・事業所などは、再生可能エネルギー比率の高い電気利用への切り替えを積極的に行うことで、再生可能エネルギー市場規模拡大に貢献。
- ・住宅やオフィスにBEMS/HEMSなどのエネルギーマネジメントシステムを積極導入し、エネルギー消費量の削減や電力使用のピークカットなどエネルギー最適化を実施。

（具体的な姿の例）

項目	範囲	現状（2019年）	2030年イメージ	2050年イメージ
エネルギー消費量	市域	家庭：21,299TJ 業務：27,977TJ （2019年度）	家庭：19,827TJ 業務：26,303TJ	家庭：15,646TJ 業務：21,513TJ
民生系のエネルギー効率	全国	—	2018年度比で 家庭：約11%改善 業務：約11%改善	2018年度比で 家庭：約28%改善 業務：約28%改善



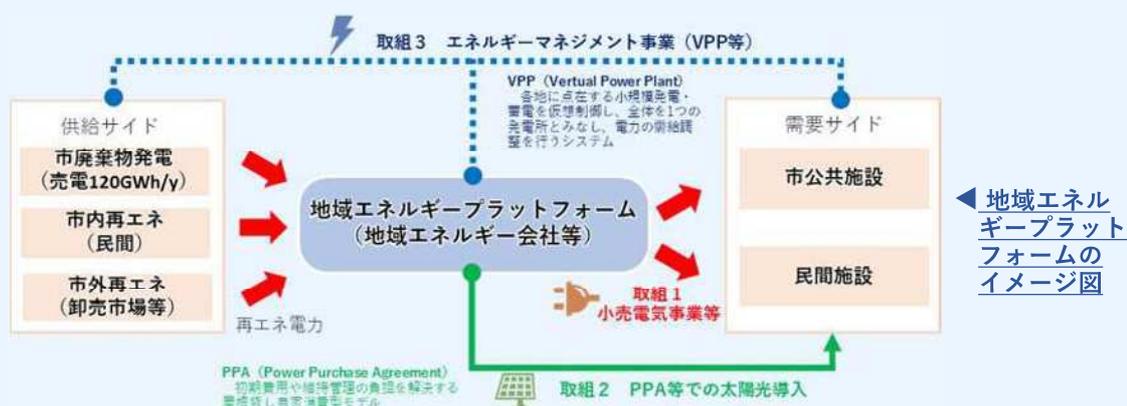
(5) 2030年度に向けた施策と考え方

施策No.13 ア 脱炭素先行地域づくりの取組推進

- ① 市域における太陽光発電設備の導入促進や、再エネ・省エネの普及拡大、資源循環など様々な主体との協働・連携による取組を組み合わせるとともに、国の支援策の活用を積極的に検討しながら、2030年度までに主に民生系の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現並びに関連分野のCO₂を削減する「脱炭素先行地域」の創出・実現を目指します。

施策No.14 イ 再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギーマネジメントなどスマートエネルギーの取組推進

- ① 新たなごみ焼却処理施設である橋処理センターが令和5（2023）年度に稼働し、川崎市の廃棄物発電能力が飛躍的に増大することを契機に、エネルギー関連技術を有する市内の民間事業者等の多様な主体と連携し、地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォームを設立し、地域の再エネの有効活用を推進します。
- ② 地域脱炭素ロードマップ（令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議決定）において「政府および自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」とされていることを踏まえ、市公共施設から導入を進め、新たなプラットフォームを活用した太陽光発電設備の導入に向けては、市民・事業者への設備導入を進める上で、導入時に課題となる初期費用や維持管理の負担を解決する屋根貸し自家消費型モデル（PPAモデル）の活用について検討します。
- ③ 新たなプラットフォームを活用しつつ、エネルギーの安定供給に向けた地域全体でのエネルギー（電力）利用の最適化やスマートエネルギーシティの実現に向けた取組を進めるために、蓄電池など分散型電源の電力供給や各施設の電気の需要抑制により、あたかも1つの発電所のような機能を提供するVPPの構築に向け、市公共施設でのモデル構築検討及び民間施設等の連携の検討を進めます。

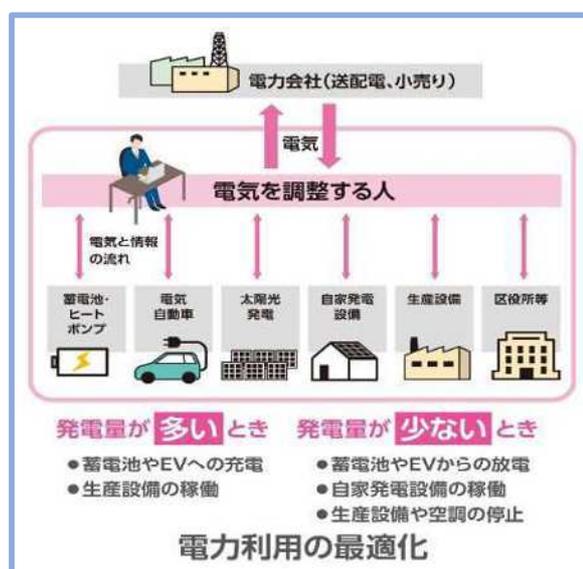


施策No.15 ウ 市域の再生可能エネルギー普及促進

- ① 個人住宅、共同住宅、中小企業における再エネ設備の導入や、建築物のZEH、ZEB化、省エネルギー化に資する設備、気候変動適応に資するレジリエンス対応の蓄電池導入などへの補助や行動変容に繋がる取組、再エネ導入に係る義務制度の検討など、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ② 再エネ電力の購入希望者（市民等）を募り、一定量の需要をまとめることで再エネ電力の購入を促す「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」の近隣都市との連携や、再エネ100宣言RE Actionアンバサダーとして、活動のPRを通じてRE Actionへの参加推奨を行い、再エネ導入の取組を推進します。



▲ PPAのイメージ図



▲ VPPのイメージ図

Column18

再生可能エネルギー100%プランの電気料金は高い？

- 九都県市では令和2年度より、再エネ由来電気を共同購入するキャンペーンを進めています。
- 2020年夏のキャンペーンでは、約4,800世帯のみなさまに御参加いただき、再エネ由来の電気を通常価格と比べて約7%割安に購入することができました。



みんなていっしょに自然の電気キャンペーン ▲

4. 基本的方向Ⅳに関する施策



Ⅳ 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

(1) 施策の主なターゲット

民生家庭部門CO ₂	民生業務部門CO ₂	産業系CO ₂
運輸部門CO ₂ 	廃棄物部門CO ₂	気候変動適応策

(2) 本項の分野で目指すべき2030年度の具体的な姿とCO₂削減量

本項では、運輸部門CO₂に向けた施策を主なターゲットとしており、**基本的方向Ⅴにおける施策と併せて取組を進めていき**、第3章で示す2030年度の目指すべき姿と第4章で示す2030年度のCO₂削減目標の実現に挑戦します。

表 本項の分野で求める2030年度のCO₂削減目標・目安（部分再掲）

部門	2013年度実績	2030年度目安
運輸部門	123万t-CO ₂	100万t-CO ₂

(3) 現状と課題

運輸部門の温室効果ガスは令和元（2019）年度時点で約116万t-CO₂であり、市域全体の約5%を占めています。また、このうち、自動車由来の温室効果ガスは約90万t-CO₂であり、大部分を占めています。

自動車の温室効果ガスをゼロにしていくには、電動車や燃料電池自動車の導入促進が重要ですが、現在（2019年度）の、市内の次世代自動車の普及率は14.5%と、非常に低い状況です（九都県市指定公害車普及状況調査から川崎市試算）。

また、行動の最適化によって温室効果ガスを削減する取組も重要であり、公共交通機関の利用や、シェアリングサービスの活用など、温室効果ガスの排出を抑制する行動を選択することが必要です。



(4) 市民・事業者に求められる行動

- ・ 自動車を1家に1台ではなく、なるべく公共交通やシェアリングサービスを利用する。
- ・ 自転車の利用やエコドライブなど、環境負荷の少ない行動を実践し、移動に伴う温室効果ガス排出量を削減。
- ・ 自動車を新たに購入する場合は、次世代自動車を選択し、自動車から排出される温室効果ガスの削減。

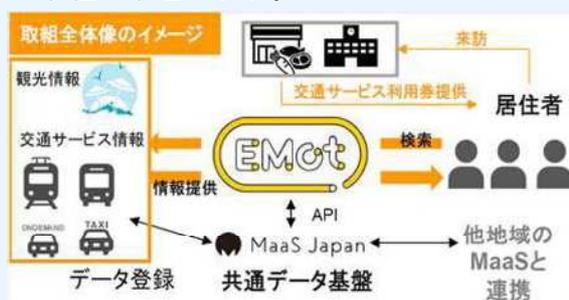
(具体的な姿の例)

項目	範囲	現状 (2019年)	2030年イメージ	2050年イメージ
スマート交通の普及	全国	自家用自動車への依存 (自動車のCO ₂ 排出量は、日本全体の2019年度の15.9%を占める)	スマート交通の社会実装	環境負荷の低減が図られた移動手段の確保、CO ₂ 排出の少ない輸送システムが導入された社会の実現
乗用車のPHV・EV・FCV普及	全国	普及率 PHV : 0.24% EV : 0.21% FCV : 0.008% (2020年度)	普及率 PHV : - EV : 16% FCV : 1%	普及率100%

(5) 2030年度に向けた施策と考え方

施策No.16 ア 交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進

- ① 土地利用転換などの機会を捉え、都市機能の集積を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、地域公共交通ネットワークの形成や、交通結節機能の強化を図るなど、公共交通による駅へのアクセス向上に向けた取組を推進します。
- ② 環境負荷の少ない行動の実践に向け、シェアリングサービスの取組や、自転車の活用推進、MaaSなどICTを活用した取組を進めます。
- ③ 自動車から排出される温室効果ガスの削減や燃費の向上に向け、渋滞解消に向けた取組を推進します。



◀しんゆりMaaS実証実験

出典：国土省 令和2年度日本版MaaS推進・支援事業38事業について

施策No.17 イ 次世代自動車等の普及促進

- ① 国の制度とも連携した取組や優遇措置などにより、充電設備及び水素ステーションの拡充を図り、市民・事業者への次世代自動車を普及促進します。さらに、効果的に取組を進めるため、近隣都市とも連携した広域的な取組も進めます。
- ② 市民の次世代自動車の利用機会創出に向けたEVカーシェアリングの普及促進など、シェアリングサービスの取組を推進します。
- ③ バスなど大型車両への次世代自動車の導入については、コストや運用面等の課題を勘案し、導入支援策等の検討を行います。



施策No.18 ウ 船舶への取組推進

- ① 環境に配慮した船舶への入港料減免など、脱炭素化に資する港湾施策を推進します。
- ② 世界初のEVタンカーの運航を推進します。



施策No.19 エ 公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化

- ① 公用乗用自動車（通常の行政事務の用に供する普通・小型・軽自動車）の次世代自動車について、2030年度までに100%導入を目指します。
- ② 乗用自動車以外の市有車等については、技術開発動向を踏まえ、コストや運用面等の課題を勘案し、導入の検討を行います。
- ③ 市有車等のEV化を促進するため、市公共施設等のEVインフラの整備拡大を進めます。



5. 基本的方向Vに関する施策



V 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

(1) 施策の主なターゲット

民生家庭部門CO ₂	民生業務部門CO ₂	産業系CO ₂
運輸部門CO ₂	廃棄物部門CO ₂	気候変動適応策

(2) 本項の分野で目指すべき2030年度の具体的な姿とCO₂削減量

本項では、民生業務、運輸及び廃棄物部門CO₂に向けた施策を主なターゲットとしており、基本的方向Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵにおける施策と併せて取組を進めていき、第3章で示す2030年度の目指すべき姿と第4章で示す2030年度のCO₂削減目標の実現に挑戦します。

表 本項の分野で求める2030年度のCO₂削減目標・目安（部分再掲）

部門	2013年度実績	2030年度目標
市役所（全体）	41.5万t-CO ₂	20.7万t-CO ₂
市役所（エネ起源）	21.2万t-CO ₂	5.3万t-CO ₂

(3) 現状と課題

市役所の温室効果ガス排出量は令和2（2020）年度で約37万t-CO₂であり、このうち、電力・熱などのエネルギー由来が約17万t-CO₂、ごみ焼却や下水処理などの非エネルギー由来が約21万t-CO₂となっています。

エネルギー由来のCO₂については、市公共施設の省エネ化の徹底と再生可能エネルギーの導入を計画的に進めていく必要があります。

また、非エネルギー由来のCO₂については、ごみ処理量の削減や、下水処理プロセスの改善を進めていく必要があります。



(4) 2030年度に向けた施策と考え方

施策No.20 ア 全ての市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入

- ① 地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォームを活用しながら、2030年度までに全ての市公共施設への再生可能エネルギー100%電力調達を進めます。

施策No.21 イ 市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底

- ① 市内に1,000以上ある市公共施設全てにCO₂の削減目標を設定し、さらに「既存公共施設改修時」、「施設運転管理時」、「新規建築物建築時」において、これまで以上に省エネが図られる仕組みを構築・運用します。
また、2030年度までに全ての市公共施設の照明のLED化を進め、エネルギー使用量の効率的・効果的な削減を計画的に進めます。
- ② 国の動向を踏まえ、市公共施設の太陽光発電の設置拡大の取組を進めます。
- ③ 令和4（2022）年度の竣工を予定している本庁舎等建替事業においては、環境配慮技術（自然換気システムやコージェネレーションシステム、太陽光・地中熱の再生可能エネルギーの利用、BEMSの導入等）の積極的な採用により、CASBEE川崎（川崎市建築物環境配慮制度）において最高ランク”S”を実現する新本庁舎の整備を進めます。
- ④ 「川崎市環境配慮契約推進方針」に基づく契約を徹底するとともに、主観評価項目や総合評価落札方式における環境配慮に関する項目により環境配慮を促進します。

施策No.22 ウ プラスチック資源循環施策の強化・拡充

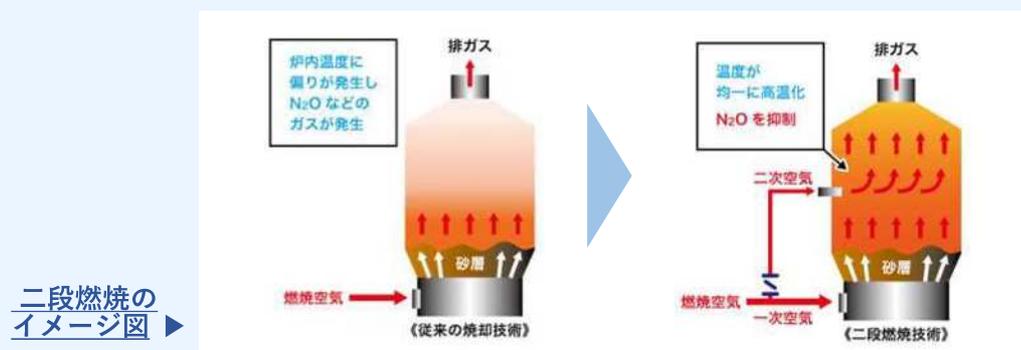
- ① ごみ焼却時の温室効果ガスの大半がプラスチックの焼却によるものであり、温室効果ガスの削減に向け、プラスチック製容器包装の更なる資源化に加え、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収を含めた資源化の取組を進めます。



プラスチック資源循環のイメージ図 ▲

施策No.23 エ 下水汚泥処理設備の改良等

- ① 下水汚泥を処理する際に発生する温室効果ガスの抑制と廃熱を利用した発電が可能となる設備への改良を計画的に進めます。また、川崎市上下水道局環境計画に基づき、上下水道事業における温室効果ガス排出量の削減の取組を推進します。



施策No.24 オ 公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化（再掲）

- ① 公用乗用自動車（通常の行政事務の用に供する普通・小型・軽自動車）の次世代自動車について、2030年度までに100%導入を目指します（再掲）。
- ② 乗用自動車以外の市有車等については、技術開発動向を踏まえ、コストや運用面等の課題を勘案し、導入の検討を行います（再掲）。
- ③ 市有車等のEV化を促進するため、市公共施設等のEVインフラの整備拡大を進めます（再掲）。

施策No.25 カ 港湾・物流活動のCO₂削減に向けた取組の推進

- ① 港湾施設に設置されている照明のLED化等による消費電力の削減等の取組を進めます。
- ② 清掃船等の脱炭素化に向けた検討を進めます。
- ③ タグボート（大型船舶の安全な離着岸を補助する船舶）基地を川崎港内に整備することによる、移動距離短縮に伴う温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

施策No.26 キ 庁内デジタル化の取組推進（部分再掲）

- ① 行政手続や相談業務のオンライン化、テレワークの導入など、行政サービスのデジタル化と新たな働き方への転換を率先して推進し、行政サービスを利用する市民、事業者のエネルギー効率化と行政内部のエネルギー効率化を図ることで、社会全体のエネルギー効率の向上を図る取組を進めます（再掲）。

6. 基本的方向VIに関する施策



VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

(1) 施策の主なターゲット

民生家庭部門CO ₂	民生業務部門CO ₂	産業系CO ₂
運輸部門CO ₂	廃棄物部門CO ₂ 	気候変動適応策

(2) 本項の分野で目指すべき2030年度の具体的な姿とCO₂削減量

本項では、廃棄物部門CO₂に向けた施策を主なターゲットとしており、基本的方向Vにおける施策と併せて取組を進めていき、第3章で示す2030年度の目指すべき姿と第4章で示す2030年度のCO₂削減目標の実現に挑戦します。

表 本項の分野で求める2030年度のCO₂削減目標・目安（部分再掲）

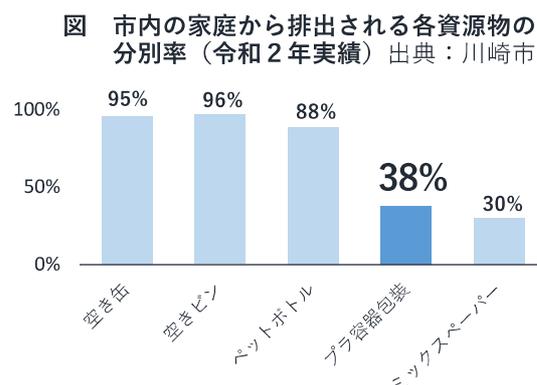
部門	2013年度実績	2030年度目安
廃棄物部門	45万t-CO ₂	34万t-CO ₂

(3) 現状と課題

廃棄物部門の温室効果ガスは近年緩やかに増加しており、主に、廃棄物の原燃料使用が要因となっています。また、令和元（2019）年度の廃棄物分の温室効果ガス排出量は約52万t-CO₂となっており、市域全体の約2%を占めています。廃棄物部門の温室効果ガスは、設備の省エネ化や再生可能エネルギーの導入では削減されないため、処理プロセスや、製品の脱炭素化が図られていく必要があります。

プラスチック類の焼却に伴い、多くの温室効果ガスが排出されており、一般家庭のプラスチック製容器包装の分別率は35～40%で、約6割のプラスチック製容器包装が焼却されています。また、事業活動において発生する廃プラスチック類の再生利用率は60%程度となっています。こうしたことから、分別率や再生利用率の向上に向けた取組のほか、プラスチックごみ自体の発生抑制を進めていく必要があります。

また、日本では、年間で約600万tの食品ロスが発生するなど、非常に多くの食品が廃棄されています。サプライチェーン全体で考えた場合、食品ロスを減らすことで、処分工程だけでなく、生産・輸送工程も含めた温室効果ガスの大きな削減に繋がるため、食品ロスの削減を含め、ごみ全体の3Rの促進を進めていく必要があります。





(4) 2030年度に向けた施策と考え方

施策No.27 ア ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進

- ① ごみ全体の減量を図るため、ごみの発生抑制や再使用に取り組むとともに、可能な限り再生利用するように、分別排出の徹底に係る取組を推進します。事業活動においても廃棄物が極力発生しない環境に配慮した製品や再生資源の積極的な活用を促進するとともに、事業活動に伴うごみの減量やリサイクルを推進します。

施策No.28 イ プラスチック資源循環施策の強化・拡充（部分再掲）

- ① ごみ焼却時の温室効果ガスの大半がプラスチックの焼却によるものであることから、プラスチック等の焼却量をできる限り削減するため、一般家庭のプラスチック製容器包装の更なる資源化のほか、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収を含めた資源化の取組、事業者と連携した使用済みプラスチックのリサイクルや事業活動における廃プラスチック類の高度リサイクル施設の設置を推進します（部分再掲）。

また、バイオマスプラスチック製品をはじめとする環境に配慮した製品の利用を促進します。

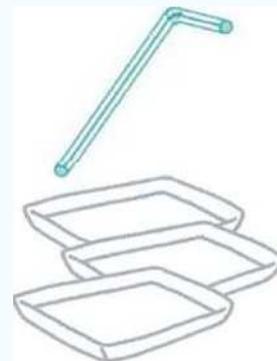
Column19

家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収とは

- 川崎市で分別収集しているのは、「①ペットボトル」と「②プラスチック製容器包装」ですが、将来的には、現在分別収集品目となっていない「③ワンウェイプラスチック製品」と「④その他プラスチック製品」を、「②プラスチック製容器包装」と一括してプラスチックごみとして収集していくことにより、分別のわかりにくさを解消していくことで、さらなる分別率の向上を図っていきます。



これまではストローはプラスチック製品として「普通ごみ」、食品トレイは「プラスチック製容器包装」だったけど、一括収集ができるようになったら、プラスチックごみとして一緒に出すことができるようになるから、分別がわかりやすくなるね！





施策No.29 ウ 廃棄物処理に伴うエネルギー資源の効果的な活用

- ① 今後も環境に配慮した処理体制を構築するとともに、施設の建替等にあたっては、より効率的な廃棄物発電や熱回収の利活用を促し、廃棄物発電の有効活用やエネルギーの地産地消に向けて取組を推進します。

Column20

市のごみ焼却処理施設の発電量ってどれくらい？

- 市のごみ焼却処理施設では、年間で110,000,000kWh以上の電気を発電しており、世帯数に換算すると、27,500世帯以上の年間使用電力に相当します。

※ 1世帯4,000kWh/年として計算

- 市内には現在、4か所の一般廃棄物焼却施設があり、市内一般家庭のごみ処理を支えています。その中でも、最大の処理能力を持つ浮島処理センターは、処理能力900t/d、発電能力12,500kWを擁しています（今後変更予定）。



浮島処理センター（川崎区）

Column21

なぜ食品ロス対策が必要な？

- 食品の生産・加工・流通等の各工程で排出されるCO₂は、世界全体のCO₂排出量（約335億t-CO₂）の約21%～37%といわれています。
- 日本では本来食べられるのに捨てられている「食品ロス」が600万tもあり、食品ロスによる気候変動への影響は無視できません。



出典：CO₂排出量はIPCC Climate Change and Land 2019よりNTTデータ経営研究所作成
食品ロスの量は、農林水産省HP（平成30年度推計値）より

7. 基本的方向Ⅶに関する施策



Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

(1) 施策の主なターゲット

民生家庭部門CO ₂	民生業務部門CO ₂	産業系CO ₂
運輸部門CO ₂	廃棄物部門CO ₂	気候変動適応策 

(2) 本項の分野で目指すべき2030年度の具体的な姿とCO₂削減量

令和3（2021）年8月に公表されたIPCC第6次評価報告書 第1作業部会報告「自然科学的根拠」によれば、世界平均気温は令和2（2020）年の段階で工業化前と比べて約1.1度上昇しており、さらに2040年には約1.5度まで上昇する可能性が高いとされています。また、気温上昇が1.5°Cまでに抑えた場合でも、2100年までの世界平均海面水位上昇量は28～55cm、最も危機的な場合で最大約1mに達するものとされています。

川崎市内の観測地点（川崎、中原、麻生）における気温等の推移及び変化傾向を見ても、「年平均気温」、「日最高気温の年平均値」「日最低気温の年平均値」が、いずれも全ての地域で有意な上昇傾向にあり、気候変動の影響が生じています。

今後、気温上昇が続いた場合、熱中症、感染症、豪雨被害などのリスクの増加が懸念されています。

一方、かわさき市民アンケート調査（令和2（2020）年11月実施）では、気候変動への提供に対する「適応策」について、言葉の意味を知っている市民の割合は約2割と低く、「適応策」という言葉があまり認知されていない状況となっています。

(3) 市民・事業者求められる行動

- ・日頃から、水や食料などの備蓄や防災用品の準備など、災害への対応に備える。
- ・熱中症情報や豪雨など行政等が発信する緊急情報を把握し、安全な行動に移す。
- ・家庭や事業所において、気候変動に適応したレジリエンス対策（耐構造、防水、非常用電源確保など）を図る。



(4) 2030年度に向けた施策と考え方

施策No.30 ア 将来起こり得る自然災害への対応の計画的な推進

- ① 地域防災計画やかわさき強靱化計画に基づき、河川整備、重点化地区浸水対策、建築物・橋りょう・下水道施設等の総合的な治水・水害対策、海岸保全施設の改良等のハード対策や、マイタイムラインの活用等のソフト対策など、今後取り組むべき強靱化に向けた施策を計画的に推進します。

施策No.31 イ 日常的に起こり得る気候変動リスクへの対応及び市民・事業者への気候変動適応に向けた情報発信の強化

- ① 「川崎市気候変動情報センター」を主軸として、独自の調査研究や国及び県の研究機関との連携で得た知見を蓄積し、庁内での情報共有により市の取組における気候変動リスクへの対応を推進するとともに、SNS等様々なメディアを活用した情報発信により市民・事業者の気候変動への適応を促進します。

施策No.32 ウ 熱中症対策の推進

- ① 気温や湿度の上昇等により増加が予測される熱中症について、熱中症搬送者数の発生状況の把握や分析に基づく知見を活かし、より対象者が情報を受け取りやすい工夫をした普及啓発の展開により、高齢者や子ども等の熱中症対策を推進します。

施策No.33 エ 感染症対策等の推進

- ① 蚊が媒介する感染症対策として、蚊の発生を防ぐ対策等を進めます。

施策No.34 オ 暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進

- ① 暑熱環境の緩和に資する緑・水の確保、透水性舗装の促進、風の道の形成や廃熱の抑制等の対策を推進します。

施策No.35 カ 気候変動に関する観測・分析、調査研究等の推進

- ① 市内の気温や降水量の継続的な測定による気候変動状況の把握や暑熱に関する調査・研究を実施し、市民・事業者に向けた気候変動に係る情報提供を進めていくとともに、国の適応計画や本計画に示された取組に資する知見を蓄積していくため、川崎市の特性を踏まえた調査・研究を推進します。

施策No.36 キ 災害に対するレジリエンス向上等に向けた再生可能エネルギーの導入及び蓄電池の利活用の促進

- ① 気候変動の影響による大規模自然災害へのレジリエンス向上に向け、自立分散型電源の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を進める必要があることから、特に個人住宅、共同住宅、中小企業を中心に、太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の導入をより一層促進します。
- ② 学校等の市公共施設は災害時における避難所とされており、その運営や避難住民が情報収集等を行うための電源確保等を図る必要があることから、レジリエンスの向上に資するものとして、蓄電池の導入を促進します。さらに、今後気温上昇の影響により、夏季の冷房使用等を通じて電力需要がひっ迫する事態が想定されることから、平時においても蓄電池からの電力供給等を含め、エネルギーの最適利用を図るとともに、VPPの構築を検討します。

Column22

気候変動対策が大気環境の改善にも繋がる

- 化石燃料の使用に伴い、温室効果ガス以外にもPM2.5などの大気汚染物質も大量に発生します。
- 再エネ普及などの気候変動対策を行うことにより、大気環境の改善にも繋がります。



図 大気環境の改善のイメージ

8. 基本的方向Ⅷに関する施策



Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

(1) 施策の主なターゲット

民生家庭部門CO ₂	民生業務部門CO ₂	産業系CO ₂
運輸部門CO ₂	廃棄物部門CO ₂	気候変動適応策 

(2) 現状と課題

緑は、日常生活に最も身近なCO₂吸収源であり、また、地表面を被覆する樹木等の植物は、生物多様性やヒートアイランド現象の緩和にも寄与します。市域の緑の概況としては、市域の大半が市街化区域であることなどにより、市域における土地需要が旺盛であること、また、樹林地を所有する地権者の相続問題等に伴う土地利用の転換や需要等が依然として高いことから、樹林地や農地の減少傾向がみられます。

(3) 市民・事業者に求められる行動

- ・緑の大切さを知り、学び、共有し、緑を通じた地域への愛着や誇りの向上。
- ・緑の保全と緑化を推進。

(4) 2030年度に向けた施策と考え方

**施策No.37 ア 全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに
に向けた取組の推進**

- ① 令和6（2024）年度の全国都市緑化かわさきフェアの開催を契機として、市民、事業者等の多様な主体と協働・共創しながら、川崎の新たなみどりの文化を醸成し、誰もが住み続けたいまちの実現に向けた取組を展開していきます。

また、かわさきフェアにおいて、多様なみどりを活かした川崎らしい魅力と多様性あふれる取組を、全国に発信します。

※全国都市緑化かわさきフェア実施後におけるみどりのまちづくりに向けた取組については、施策NO38～NO40の関係事業に継承されます。

